

平成 25 年度海上保安庁早期退職募集（2 回目）実施要項

平成 26 年 1 月 29 日
海上保安庁長官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

次の（1）から（3）の要件をすべて満たす職員

（1）平成 26 年 1 月 30 日において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の公安職俸給表（二）9 級の適用を受ける職員

（2）平成 26 年 4 月 1 日に満 58 歳以上であること。

（3）次の①から⑤のいずれかに該当しないこと。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 平成 26 年 4 月 7 日までに定年に達する職員

④ 平成 26 年 1 月 30 日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 26 年 1 月 30 日から平成 26 年 2 月 21 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

⑤ 平成 25 年度海上保安庁早期退職募集実施要項（平成 25 年 10 月 31 日付け保総人第 670 号）において認定された者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約3週間）

平成26年1月30日の00時から平成26年2月21日の24時まで
（ただし、都合により募集の期間を延長する場合がある。その場合は、直ちにその旨を周知する。）

4 退職すべき期日

平成26年4月1日から平成26年4月7日

（認定後、上記期間内から退職すべき期日を定めて別途通知する。ただし、認定後に生じた事情により、退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。）

5 応募の手続

（1）応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（別記様式第一）」（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、上記募集の期間内に、下記受付担当宛に電子メール又は郵送にて提出すること。ただし、郵送にて提出する場合は、下記受付担当宛にその旨を連絡すること。

なお、郵送にて提出する場合は、募集の期間末日（実際には日付）の消印までこれを受け付ける。

（2）応募をした職員に対しては、平成26年2月28日（予定）までに認定又は不認定の通知書を交付する。

なお、応募をした職員が次の①から④のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場

合

- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書を提出した職員が、応募を取下げの場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（別記様式第二）」（以下「取下げ申請書」という。）を（1）記載の提出方法と同様に速やかに提出すること。

6 その他

応募申請書及び取下げ申請書については、本要項とともに本庁総務部人事課イントラネット上に掲載するので、応募等しようとする職員はこれを使用すること。

7 受付担当（本件に関する相談先）

海上保安庁総務部人事課

外線電話（海上保安庁総務部人事課直通）

電子メール宛先（海上保安庁総務部人事課）

早期退職応募